

令和2年12月10日

第12回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 10 号

令和 2年 第12回 定例会

日時：令和2年12月10日（木）午後2時

場所：庁議室

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 「出席」 | 教 育 長    | 加 藤 裕 一 |
|      | 教育長職務代理者 | 清 水 俊 明 |
|      | 委 員      | 小 川 賀 代 |

|                   |               |         |
|-------------------|---------------|---------|
| 「説明のために出席した教育局職員」 | 教 育 推 進 部 長   | 山 崎 克 己 |
|                   | 教 育 総 務 課 長   | 松 永 直 樹 |
|                   | 学 務 課 長       | 木 村 健   |
|                   | 教育推進部副参事      | 岩 田 雅 治 |
|                   | 教 育 指 導 課 長   | 松 原 修   |
|                   | 児 童 青 少 年 課 長 | 石 川 浩 司 |
|                   | 教育センター所長      | 真 下 聡   |
|                   | 真砂中央図書館長      | 内 藤 剛 一 |

|      |           |         |
|------|-----------|---------|
| 「書記」 | 庶 務 係 長   | 伏 屋 明 子 |
|      | 庶 務 係 主 事 | 高 橋 翔   |

令和2年

## 第12回教育委員会定例会

令和2年12月10日(木)午後2時

場 所 庁 議 室

議事録署名人 清水俊明委員

### 第1 議事録の承認

議事録第8号(令和2年第10回定例会)

### 第2 議案の審議

第58号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則(継続審議)

第60号議案 「オズの魔法使い」の後援名義の使用について

### 第3 報告事項

- (1) 令和2年11月定例議会の審議概要について (資料第1号)
- (2) 令和元年度体罰等実態把握調査について (資料第2号)

### 第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻となりましたので、第 12 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

冒頭に、新型コロナウイルス対策として、三密を避けるため、会場として庁議室を使わせていただいております。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員と坪井委員が欠席、そのほかの委員は出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日、議題に入る前に事務局からご報告がございます。

○教育推進部長 本日出席の清水俊明委員は、現在の任期が令和 2 年 12 月 19 日まででございますが、12 月 8 日に開催されました区議会本会議におきまして、教育委員任命の同意を得て、教育委員に再任されたことをご報告申し上げます。

任期は、令和 2 年 12 月 20 日から令和 6 年 12 月 19 日まででございます。

○加藤教育長 それでは、清水委員、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

○清水委員 このたびは、教育委員としてお認めいただきまして、どうもありがとうございました。

今後も引き続き文京区の教育行政に尽力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤教育長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、教育長職務代理についてご報告申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条に、教育長職務代理は教育長が教育委員の中から、あらかじめ指名することと規定されております。この規定により、再任後も引き続き清水委員を教育長職務代理として指名させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議席の指定です。文京区教育委員会会議規則第 6 条に、「委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する」と記載されております。この規定により、清水委員の再任後も、現在お座りいただいている席を委員の議席と定めさせていただきます。こちらをあわせてよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。

(はい)

## 第1 議事録の承認

### 議事録第8号（令和2年第10回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第8号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいているところですが、なお、修正が必要な場合につきましては、この会の終了までにお申し出いただきますようお願い申し上げます。

## 第2 議案の審議

### 第58号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則（継続審議）

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は2件です。

第58号議案「文京区立図書館館則の一部を改正する規則について」。こちらにつきましては、前回、第11回定例会でお諮りしましたが、電子書籍の予約等に係る表現や全体の構成を含め精査した上で再提案するということになりましたので、継続審議としたものでございます。この件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○真砂中央図書館長 第58号議案の文京区立図書館館則の一部を改正する規則についてでございます。こちらにつきましては、もとより文京区立図書館システムの更新というのがございまして、現行の図書館システムの契約期間の終了に伴いまして、新システムを導入して、新たな機能を追加して区民、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

新たに提供する主なサービスとして電子書籍の貸し出しサービスがございまして、こちらにつきましての館則の一部を改正するものでございます。

こちらにつきましては、今回の資料でいいますと5ページの第9条「貸出し及び貸出しの予約をすることができる図書館資料の種類及びその点数」でございますけれども、前回の表記では、「電子書籍を除く」という記述などがありまして、電子書籍については予約することができないように読めってしまうという指摘をいただいております。こちらは予約ができる資料でございますので、これについては、資料の一番最後についてでございますけれども、「別記2」という形で、改正後（案）としまして、「電子書籍、貸出し三点以内、貸出しの予約三点以内」というように、予約のできる資料ということで包括して記入してございます。こういった貸し出しについて規則に盛り込んだ内容とさせていただきます。

以上でございます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。

前回、坪井委員から出た疑問点については、表現の部分で読み取れないということでしたので、そこについては、今回ご説明したところ以外についても全て修正しているということによろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第 60 号議案 「オズの魔法使い」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第 60 号議案「オズの魔法使い」の後援名義の使用について。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 60 号議案、「オズの魔法使い」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、有限会社劇団かかし座。

代表者は、後藤圭でございます。

事業名は、「オズの魔法使い」。

令和 3 年 1 月 30 日の開催を予定しております。

実施場所は、文京シビックセンター大ホールでございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、舞台芸術に親しむ機会が失われている状況の中、劇を通じて子どもたちに舞台芸術の楽しさを伝え、情操を育む目的とするものでございます。

対象は、小学生とその家族。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、2～8 ページに事業計画書、9～11 ページに予算書、12～16 ページに定款、17 ページに役員名簿、18～19 ページにチラシの案がございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 対象者は小学生とそのファミリーということですが、まず、そのファミリーというものの定義がちょっとよくわからないんですが、これは……。

○教育総務課長 こちらは小学生を対象にしていますということですので、小学生のご家族の方を中心にということになってございます。

○清水委員 父兄とか、祖父祖母とか、その辺までも家族と考えてよろしいんでしょうかね。きょうだいもちろんオーケーということですね。

あとは、文京区の教育委員会が今回後援名義ということで、その対象者の中に文京区の子どもたちがどのくらいいるか。たくさんいたほうがいいかなと思いますが、その辺に関してはいかがなんでしょうか。

○教育総務課長 今回、文京区だけではなくて、ほかの会場でも3カ所ぐらい、18ページのチラシで神奈川県等で開催はされております。東京では文京区だけが開催地とされておりますけれども、地の利から考えると、文京区が一番多いのかなと考えてございます。

○小川委員 家族の人数制限みたいなものは決まっているんでしょうか。多分、会場も間引いて座ることになっているんだと思います。多くの子どもたちに来てもらうとなると、保護者というかファミリーの数は限定されたほうが多くの子どもたちが楽しめるのかなと思ったんですが、その辺はどのようなになっているのか教えてください。

○教育総務課長 例えば子どもさん1人に対して保護者の方が1名だとか、そういうところまで限定はされてないし、現実的には子どもさん1人に対して、おじいちゃん、おばあちゃんまで、家族総出でということはないかなと思いますので、その辺はある程度は申込者のほうが少しは考えていただけるのかなと考えてございます。

○清水委員 子ども向けのコンテンツ作成事業ということで、撮影、収録費なども含まれておりますので、恐らく今回の劇を収録して、どこかに配信するというところもあるのかもしれないんですが、その際にも文京区の後援というのは、引き続き使用されるということでもよろしいでしょうか。

○教育総務課長 今回の件は国からも補助金等いただいて実際行っているという形ですので、何かしらそういった部分のコンテンツはあるのかなと考えております。

○清水委員 それは聞いてみないとわからないですかね。文京区の後援が引き続き使用されるかどうか。

○教育総務課長 今回、一番最初の申請書のところにも書いてございますけれども、主催が文化庁という形で行ってございますので、文京区の後援名義を使うかということになってくると、そこ

まで確認はしておりませんので、ちょっとわからないところがございます。

○清水委員 それを使って問題ないのであれば、確認する必要はないと思いますけれども。恐らく問題ないと思いますけれども、とりあえず確認して。

○加藤教育長 大枠で言えば、後援名義の趣旨としては、この事業に対して教育委員会として賛同できるかどうかということですので、事業の内容として問題なければ、もし疑義があれば別ですけれども、それを動画で配信するということについては、事業全体としては問題ないのかなど。念のための確認はいたしますけれども、こちらが承認するに当たってはその部分はよろしいのかなと思います。

○清水委員 わかりました。問題があるとは思ってないんですけれども、どうなるのかなというのが知りたかったものですから。

○教育総務課長 確認は後で。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第4 報告事項

##### (1) 令和2年11月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件です。

「令和2年11月定例議会の審議概要について」。この件について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第1号「文教委員会資料」をご覧ください。

令和2年12月2日に文教委員会が開催されました。こちらに記載のとおり、報告事項については7件ございました。

1「学校選択制度に係る希望調査票の集計結果について」。2「文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について」。3「令和元年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」。4「文京区立千石児童館の指定管理者候補者の選定結果について」。5「文京区立児童館指定管理者の評価結果について」。6「文京区立図書館システムの更新について」。最後に、7「小石川図書館改築に伴う竹早公園との一体整備について」、報告がございました。



こちらにつきましては、毎回説明させていただいておりますが、議論された詳しい内容につきましては、後日会議録の速報版をお送りいたしますので、ご確認いただければと思っております。

めくっていただきまして、定例議会における一般質問の教育長答弁にかかわるものでございます。一般質問では、新型コロナウイルス感染症対策に伴うものが中心となって、教育局全体で 45 本の質問がございました。例えば、コロナ感染者への差別等に対する対応策、教員の消毒作業の負担軽減、ハイブリッド授業、育成室における感染症予防対策等がございました。コロナ感染症対策以外では、旧元町小学校の整備における認定こども園の開設等の質問がございました。

以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 7 ページ、11 月定例会の 5 の給食のことにに関して、学校給食費の補助ということですが。昨今の新型コロナウイルス感染で、子どもの貧困の格差がまた開く可能性は否定できないと思います。そうなったときに学校給食費の問題も出てくるかと思えます。教育長は、今後の実施に向けて検討を行っていますというお答えでしたけれども、その辺、もうちょっと具体的にどういう方向かということをお教えいただいてもよろしいでしょうか。

○学務課長 給食費補助ですが、まずその前に、文京区といたしましては、就学援助という形で、一定数の世帯に向けて、給食費補助だけでなく、学用品の補助とか、そういったものもしております。それにさらに文京区独自で、就学援助以外の一定層、例えばひとり親家庭であったり、特別支援学級に通っている保護者に対して給食費補助を行っています。今回、多子世帯についても、メニューの幅を広げる検討を今行っているところでございます。

○清水委員 以前、文京区ではないんですが、給食費の未払いが問題になったことがあったと思います。文京区の状況はいかがなんでしょうか。

○学務課長 文京区におきましては、給食費の未払いはほぼゼロという状況でございます。保護者の皆さんからきちんといただけている状況でございます。

○加藤教育長 こちらの件はよろしいでしょうか。

## (2) 令和元年度体罰等実態把握調査について

○加藤教育長 続きまして、資料第 2 号「令和元年度体罰等実態把握調査について」。

○教育指導課長 資料第 2 号に基づきまして、令和元年度体罰等実態把握調査について、ご報告いたします。

11月12日東京都教育委員会が公表した資料をもとに、文京区の状況もあわせてまとめたものがお手元の資料となります。ポイントになるところをご説明いたします。

2「報告数」をご覧ください。昨年度文京区において報告があった件数は、小学校が3校の6件、中学校が0件となっております。平成30年度に比べて、小学校では1件の増加、中学校では4件の減少、全体では3件の減少となりました。

3「報告の内容」をご覧ください。①「体罰」は、平成30年度に引き続き令和元年度も、小・中学校で0でございます。②「不適切な行為」についてです。ア「不適切な指導」については、小学校で1校1件となっております。イ「行き過ぎた指導」については、小学校で1校1件となっております。ウ「暴言等」につきましては、報告はございませんでした。

4「体罰の根絶を図るための文京区教育委員会の取組」といたしましては、(1)の2番目、管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言を行うとともに、(2)の研修については、7月体罰防止月間のサービス事故防止研修や、今年度はコロナ対応で中止といたしました。通常であれば、夏季休業中の教育課題研修会などで、アンガーマネジメント研修などを実施しているところでございます。

報告は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 たまたま不適切な指導をしてしまったという場合もあるでしょうし、その不適切な指導あるいは体罰も含めて、同じ人が繰り返しやる場合もあるのかなと思うんですけれども、その辺に関して文京区の教員で繰り返しやるような人はかなり注意の対象になると思います。実際そういう方がいらっしゃったかどうかということはいかがでしょうか。

○教育指導課長 例えば、昨年度やった方が今年度またといった事例はないのですが、このご報告でも延べとなっております。実は同じ方が2回報告に上がっているというところがございます。年度をまたいでまで繰り返すということはないのですけれども、その1年の中で複数回、2回ですが、そういうことが起きているところはございます。もちろんその指導は教員の責任になりますけれども、その教員の課題であったり、担当しているクラスの課題というところが背景にありますので、一度何か課題が起きた場合には、その年度にもう一度起きないように管理職が気をつけて指導していく必要があると、この結果から捉えております。

○小川委員 子どもたちのアンケートが参考資料でついているかと思えます。「体罰」とか「不適切な行為」、「指導の範囲内」というものは、最終的にこのアンケートの回答を見て分けていくという

作業でこの数字が出てきているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○教育指導課長 今回の調査の中で、例えば「指導の範囲内」というものは、教員のほうは通常の指導のつもりでやっていたけれども、子どもたちのほうから見ると少しひっかかったというものが実はアンケートとして出てまいりまして、管理職はそれを把握して、子どもの言い分であったり、教員のほうからそのときの状況を確認する、そういったものをまず区で取りまとめまして、都に報告をし、都と、それが何に当たるのかということを協議いたしまして、最終的に「指導の範囲内」ということになります。ですので、軽微という言い方がいいかわからないのですが、そういったものはアンケートで見つかるということでございます。

逆に、「不適切な指導」や「行き過ぎた指導」というのは、その指導を行った後に、教員本人が、今のは行き過ぎてしまったとか、あるいは、一緒にいた教員が今のはまずいのではないかとこのころで、今は体罰に対する意識が先生方もかなり高まっていますので、「つい」という言い方はよくないのですが、やってしまったときにすぐ気づいて、管理職に報告をしております。その時点で管理職から教育委員会のほうに報告が入っておりますので、そういった少し程度が重いものについては、アンケートというよりは、本人や学校の申告で事前に把握しているという状況でございます。

○加藤教育長 アンケートも含めて全体を見た中で聞き取り等を行って、確認するという考え方ということですね。

○教育指導課長 アンケートは一時期ですけれども、年間を通じて教育委員会に報告があったものについては、全て東京都に報告をしております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で用意した案件は全てです。

#### 第4 その他の事項

○加藤教育長 その他ございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第12回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14:26)

令和2年12月10日

議事録署名人

教育長

委員